

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																	
明治東洋医学院専門学校		昭和51年4月1日		三澤 圭吾		〒 564-0034 (住所) 大阪府吹田市西御旅町7番53号 (電話) 06-6381-3811																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																	
学校法人明治東洋医学院		昭和53年2月10日		谷口 和彦		〒 629-0392 (住所) 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6-1 (電話) 0771-72-1231																	
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度														
医療	医療専門課程		第1柔整学科		平成 7(1995)年度		-		平成26(2014)年度														
学科の目的		学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律に基づき、はり師及びきゅう師に関する知識、技術を教授し、もって現代に立脚した合理的思考のできる有資格者を要請するとともに、国民の健康保持・増進に寄与する人材を育成することを目的とする。																					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		第1柔整学科は、柔道整復師国家資格取得を目指す学科であり、令和6年度の柔整学科全体の新卒者合格率は86.2%であった。本校は、クラス担任制(クラスアドバイザー)としており、全クラスにクラスアドバイザー(専任教員)を配置している。クラスアドバイザーは定期的に学生と面談を行い、学生の実態把握及び保護者との連携に努めており、長期欠席者や学業不振者の早期に発見して対応する学生支援体制を構築している。また、学生相談室には心理カウンセラーを配置しており、様々な悩みを抱える学生のメンタルサポートを行うなど、退学者抑制に努めていることから、令和6年度の学校全体の退学率は5.7%であった。																					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技											
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,790 単位時間		1,980 単位時間		0 単位時間		810 単位時間		単位時間											
		単位		単位		単位		単位		単位		単位											
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率															
180 人		99 人		0 人		0 %		7 %															
就職等の状況		■卒業者数(C)		33 人																			
		■就職希望者数(D)		31 人																			
		■就職者数(E)		31 人																			
		■地元就職者数(F)		19 人																			
		■就職率(E/D)		100 %																			
		■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		61 %																			
		■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		94 %																			
		■進学者数		2 人																			
		■その他																					
		就職を希望しなかった者2名																					
(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)																							
■主な就職先、業界等																							
(令和6年度卒業生)																							
接骨院、鍼灸整骨院等																							
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人柔道整復教育評価機構 受審年月: 令和5年度 評価結果を掲載したホームページURL https://www.meiji-s.ac.jp/about/public/																					
当該学科のホームページURL		www.meiji-s.ac.jp																					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		(A: 単位時間による算定)																					
		<table><tr><td>総授業時数</td><td>2,790 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>180 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>90 単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,790 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>180 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>90 単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>90 単位時間</td></tr></table>										総授業時数	2,790 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	90 単位時間	うち必修授業時数	2,790 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	90 単位時間
総授業時数	2,790 単位時間																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	90 単位時間																						
うち必修授業時数	2,790 単位時間																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	180 単位時間																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	90 単位時間																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	90 単位時間																						
		(B: 単位数による算定)																					
		<table><tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr></table>										総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位
総授業時数	単位																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																						
うち必修授業時数	単位																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																						
教員の属性(専任教員について記入)		① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号) 3 人																					
		② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号) 2 人																					
		③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号) 0 人																					
		④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号) 4 人																					
		⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人																					
		計 9 人																					
		上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 9 人																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

柔整医療を実践する職業人の養成において、実践的かつ専門的な能力を育成するために必要な教育課程を編成するために下記の基本方針に基づいて企業等と連携する。

①現代の社会で求められている、また、今後、ニーズが高まると予想される柔整領域での実践的技能の習得を目的とする。

②講師派遣施術所と教育内容の調整を行い、講師が提供できる知識・技術・技能の内容に即した授業科目を設定し、実習を中心とする授業形態により実践的な技能の習得を図る。

③教育内容、効果が目的に合致しているか、多様な評価を行い、教育の改善に努めることにより、教育水準の向上を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

社会で活躍する実践的職業人、教育課程の責任者、学校教育の現場責任者で構成されていることから、現状あるいは今後必要となる教育に関する提案を実践的職業人からいただき、学校教育の責任者等が具体的な教育計画案を作成し、本委員会の議を経て、新教育計画として管理運営会議(決議機関)に提案する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
中田 人之	公益社団法人大阪府柔道整復師会 理事	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
中本 浩二	大阪府柔道整復柔道連盟 会長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
川端 崇司	かわばた整骨院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
三澤 圭吾	明治東洋医学院専門学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
斎藤 雅高	明治東洋医学院専門学校 柔整学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
檀上 博	明治東洋医学院専門学校 教務部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
秋津 知宏	明治東洋医学院専門学校 教務部次長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (9月頃、3月頃)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年9月11日 14:30～15:30

第2回 令和7年3月12日 14:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

臨床現場においては、コミュニケーション力に長けている柔道整復師は成功する可能性が高いことから、コミュニケーション力を向上させるような講義を実施した方がよい旨の意見があった。また、臨床現場で求められる知識・技術について、講義の中で自費診療の内容を教育すること、昨今は骨折患者が来ない接骨院が多い中、明らかに取り扱わない骨折については、授業内容の取捨選択をすべきである旨の意見があった。

なお、新カリキュラムではオンデマンド授業を実施することから、フォローアップ体制を強化する必要がある旨の意見があり、委員会の意見を新カリキュラム検討に反映させることとした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

業界の第一線で活躍する講師陣を招聘し、日々変化する社会状況や業界の情報等の最先端の情報を収集し、柔道整復師として施術を行ううえで必要な上肢、下肢、体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷についての知識・技能を習得することを目的とし、業界のニーズに対応できる治療法を身に付けることを方針としている。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

治療の現場で実践・活躍している講師の下、現場で役立つ社会のニーズに応じた知識・技術が習得できる授業を行っている。具体的な連携内容は以下のとおりである。

- ①講師が提供できる知識・技術・技能の内容は、当該授業科目の専門性を向上させるのに必要な内容であり、かつ卒業後の実践的、専門的能力の育成に必要な内容とする。
- ②実習については、安全性を確保し、確実に技能が習得できる教育方法を決定する。
- ③技能の習得ができたか、教育内容が妥当であったか、学生は満足したかなどを、学生、教育者、第三者により評価する。
- ④評価結果を教育課程編成委員会で検討し、教育の改善を行うことにより、教育の水準の向上を図る。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨床実習Ⅰ	アーリーエクスポージャーとして、卒業後に就職先となりうる病院、介護福祉施設等で見学実習を実施し、治療家になるための意識付けを行う。	ふくろく整形外科クリニック おおたきクリニック 筋 트레이サースビスくろーばー 筋トレーサースビスすまい えがおデイサービス 連携企業総数：9企業
臨床実習Ⅱ	学外の接骨院等で実習に参加することにより、実際に行われている現場での治療の技術や知識を習得する。	にぶ整骨院 かわばた整骨院 北川整骨院 宮川接骨院 むらつ鍼灸接骨院 連携企業総数：15企業
臨床柔道整復実技Ⅱ	スポーツにおける競技復帰や積極的なスポーツ競技におけるリハビリテーションを習得し実践できることを目的とし、柔道整復施術所の現場で実践・活躍している講師の指導のもと、学校で実習を行う。	宮川接骨院
臨床柔道整復学Ⅴ	接骨院を開業することを考え、接骨院の施術内容を紹介し、施術に必要な知識を身につけることを目的とし、柔道整復施術所の現場で実践・活躍している講師の指導のもと、講義・演習を行う。	かわばた整骨院
臨床柔道整復実技Ⅳ	接骨院の開業を考え、接骨院の施術内容に必要な知識と技術を身につけることを目的とし、柔道整復施術所の現場で実践・活躍している講師の指導のもと、学校で実習を行う。	かわばた整骨院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校が定めるファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき、教員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進することを目的として、以下の基本方針に沿って計画し、参加を推進している。

- ①加盟している公益社団法人東洋療法学校協会の教員研修会（毎年度8月を予定）に参加する。
- ②企業等の外部講師を招き、学校内において研修する。
- ③企業等での研修を希望する教員に対し、募集を行い、曜日（原則週1回）を定め研修する。
- ④個人が加盟する学会等の研修会に参加する。

(2)研修等の実績	
①専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: 第33回日本柔道整復接骨医学会学術大会 期間: 令和6年11月30日、12月1日 内容: 柔道整復師～多様性の次代にどう生きるか～	連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会 対象: 教員
②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 公益社団法人全国柔道整復学校協会 第66回 教員研修会 期間: 令和6年9月21日、22日 内容: 柔道整復の新時代へ	連携企業等: 公益社団法人全国柔道整復学校協会 対象: 教員
(3)研修等の計画	
①専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: 第34回日本柔道整復接骨医学会学術大会 期間: 令和7年12月6日、12月7日 内容: エンジョイ学会！エンジョイ柔道整復接骨医学！～オール柔道整復師の学会をめざして～	連携企業等: 日本柔道整復接骨医学会 対象: 教員
②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 公益社団法人全国柔道整復学校協会 第67回 教員研修会 期間: 令和7年9月27日、28日 内容: 柔道整復の新時代へ	連携企業等: 公益社団法人全国柔道整復学校協会 対象: 教員
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1)学校関係者評価の基本方針 学校の教育理念・目的・育成人材像の達成に向けて実施している教育課程、教育内容等を主として学校関係者評価委員会委員の外部委員に説明し、理解のうえ評価を受けることにより、教育の水準の向上と質の保証を図る。また、その結果に基づき、学校教育等の改善と発展を目指す。	
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	運営方針に沿った事業計画が策定されているか。教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。
(3)教育活動	教育理念等に沿った教育課程の編成、実施方針等が策定されているか。 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。
(4)学修成果	資格取得率の向上が図られているか。退学率の低減が図られているか。
(5)学生支援	生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか。保護者と適切に連携しているか。
(6)教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動は適正に行われているか。
(8)財務	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。
(9)法令等の遵守	自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。
(10)社会貢献・地域貢献	地域に対する公開講座等を積極的に実施しているか。
(11)国際交流	
※(10)及び(11)については任意記載。	

学校関係者評価報告書において、委員会から退学率について目標達成できていないことから、学生支援体制を見直して退学率の低減に努めること及び防災に関する危機管理体制の整備を進めるよう提言があったことから、学内で調整して体制整備を進めることとした。

名 前	所 属	任期	種別
北川 肇	公益社団法人大阪府鍼灸師会 理事 大阪府柔道整復師柔道連盟	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	業界団体 卒業生
上山 陽	帝塚山中学高等学校	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	高等学校 関係者
村上 雄一	関西大学北陽高等学校	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	高等学校 関係者
酒井 良和	さかい鍼灸院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
佐子 幸男	佐子鍼灸整骨院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
竹藤 裕子	鍼灸治療院ひろ	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
田中 精一	デイハートたなか	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

公表時期: 令和7年9月30日

教育課程編成委員会において、ガイドライン項目(1)から(9)に対する内容について、概要を説明して意見を求め、学校関係者評価委員会との有機的関連性を図る。

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育・人材育成の目標及び教育指導計画、特色
(2) 各学科等の教育	資格取得合格率の実績
(3) 教職員	教職員の組織、教員の専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	スキルアップセミナー、フォローアップセミナー
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の分納、延納制度 奨学金制度
(8) 学校の財務	事業報告書、貸借対照表、収支計算書
(9) 学校評価	自己点検・自己評価、学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	厚生施設の案内

公表時期: 令和7年9月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程 第1柔整学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			自然科学	私達の身体の基本的な構造調節の仕組みを総合的に学修する。	1前	30	2	○			○			○	
2	○			健康とスポーツ	体力測定の評価法・力測定の評価法・健康のための脳トレーニングを学修する。	1前	30	2	○			○			○	
3	○			情報処理	コンピューターの基本を理解し、セキュリティの知識をつけることなどIT技術の基礎を学修する。	1前	30	2	○			○			○	
4	○			外国語	英語を通してコミュニケーションを図ることを目的とする。	1前	30	2	○			○			○	
5	○			健康指導法	スポーツの意義と価値、体力・トレーニング理論、コーチングなど、スポーツ全般に関する認識を深め学修する。	2前	30	2	○			○			○	
6	○			食と健康	健康を維持・増進するための正しい食物摂取のあり方について学び、さらに、運動の効果を最大限に引き出すために必要な食事のあり方やサプリメントについて学修する。	2前	30	2	○			○			○	
7	○			心理学	人（患者さん）と接するために必要な心の問題を学修する。	3前	30	2	○			○			○	
8	○			解剖学Ⅰ	骨の名称、構造を学修する。	1前	30	1	○			○		○		
9	○			解剖学Ⅱ	筋の名称、作用を学修する。	1前	30	1	○			○		○		
10	○			解剖学Ⅲ-1	消化・呼吸器の名称、構造を学修する。	1前	30	1	○			○			○	
11	○			解剖学Ⅲ-2	泌尿・生殖器の名称、構造を学修する。	1後	30	1	○			○			○	
12	○			解剖学Ⅳ	脈管の名称、構造を学修する。	1後	30	1	○			○			○	

13	○		解剖学Ⅴ	中枢神経の名称、構造、機能を学修する。	2 前	30	1	○			○		○	
14	○		解剖学Ⅵ	末梢神経の名称、構造、機能を学修する。	2 前	30	1	○			○		○	
15	○		体表解剖学	ipad（ヒューマンアナトミー）を使用しながら体表解剖を学修する。	1 後	30	1	○			○		○	
16	○		局所解剖学	超音波画像観察装置等を使用しながら体表解剖を学修する。	2 後	30	1	○			○		○	
17	○		生理学Ⅰ-1	人体の正常な機能（血液、骨の生理）について学修する。	1 前	30	1	○			○		○	
18	○		生理学Ⅰ-2	人体の正常な機能（尿の生成と排泄、栄養と代謝）について学修する。	1 後	30	1	○			○		○	
19	○		生理学Ⅱ-1	人体の正常な機能（筋の生理、神経の生理）について学修する。	1 前	30	1	○			○		○	
20	○		生理学Ⅱ-2	人体の正常な機能（感覚の生理、内分泌）について学修する。	1 後	30	1	○			○		○	
21	○		応用生理学	高齢者・競技者の生理学的特徴・変化について学修する。	2 前	30	1	○			○		○	
22	○		運動学	人の動きや動作を可能にしている構造とそのメカニズムについて学修する。	2 後	30	1	○			○		○	
23	○		病理学概論Ⅰ	各臓器に生じる病変（病因論、退行性病変）を学修する。	2 後	30	1	○			○		○	
24	○		病理学概論Ⅱ	各臓器に生じる病変（進行性病変、腫瘍）を学修する。	3 前	30	1	○			○		○	
25	○		衛生学・公衆衛生学Ⅰ	健康の保持増進と疾病予防、公衆衛生について学修する。	2 後	30	1	○			○		○	
26	○		衛生学・公衆衛生学Ⅱ	感染症、消毒などについて学修する。	3 前	30	1	○			○		○	
27	○		一般臨床医学Ⅰ	内科領域（診察概論・各論）の疾患について学修する。	2 後	30	1	○			○		○	

28	○		一般臨床医学Ⅱ	内科領域（症候概論）の疾患について学修する。	3前	30	1	○			○		○	
29	○		運動傷害学概論	整形外科領域の疾患を学修する。	2後	30	1	○			○		○	
30	○		高齢者傷害学概論	高齢者に多くみられる外傷や関節疾患等の傷害を学修する。	3前	30	1	○			○		○	
31	○		外科学概論Ⅰ	外科領域の疾患（総論）を学修する。	2後	30	1	○			○		○	
32	○		外科学概論Ⅱ	外科領域の疾患（救急法）を学修する。	3前	30	1	○			○		○	
33	○		リハビリテーション概論	リハビリテーションについての概念や歴史、その対象及び評価・診断・治療法を学修する。	3前	30	1	○			○		○	
34	○		柔道整復術の適応	柔道整復師の業務範囲であるかを適切に判断し、柔道整復術を適切に実施できる能力を身に付けることを目的とする。	1前	30	2	○			○		○	
35	○		柔道Ⅰ	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	1後	30	1		○		○		○	
36	○		柔道Ⅱ-1	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	2前	30	1		○		○		○	
37	○		柔道Ⅱ-2	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	2後	30	1		○		○		○	
38	○		柔道Ⅲ	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	3前	30	1		○		○		○	
39	○		職業倫理	柔道整復を業として行うための職業倫理を学修する。	2後	30	1	○			○		○	
40	○		関係法規	柔道整復師として必要な、業務に関する医療・福祉の法律を学修する。	3前	30	2	○			○		○	
41	○		臨床コミュニケーション論	患者や医療従事者とコミュニケーションをとるために必要なこと学修する。	3後	30	1	○			○		○	
42	○		社会保障制度	医療費等の社会保障制度を学修する。	3後	30	1	○			○		○	

43	○		基礎柔道整復学Ⅰ	骨折の発生機序、症状、合併症、治療法等を学修する。	1 前	30	1	○			○	○		
44	○		基礎柔道整復学Ⅱ	脱臼や軟部組織損傷の発生機序、症状、合併症、治療法等を学修する。	1 前	30	1	○			○	○		
45	○		基礎柔道整復学Ⅲ-1	上肢（肩関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1 後	30	1	○			○	○		
46	○		基礎柔道整復学Ⅲ-2	上肢（上腕周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1 後	30	1	○			○	○		
47	○		基礎柔道整復学Ⅲ-3	上肢（肘関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2 前	30	1	○			○	○		
48	○		基礎柔道整復学Ⅲ-4	上肢（前腕周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2 前	30	1	○			○	○		
49	○		基礎柔道整復学Ⅲ-5	上肢（手関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2 後	30	1	○			○	○		
50	○		基礎柔道整復学Ⅳ-1	下肢（大腿周辺、膝関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1 後	30	1	○			○	○		
51	○		基礎柔道整復学Ⅳ-2	下肢（下腿周辺、足部周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2 前	30	1	○			○	○		
52	○		基礎柔道整復学Ⅴ-1	体幹（頭部、背部上方）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1 後	30	1	○			○	○		
53	○		基礎柔道整復学Ⅴ-2	体幹（背部下方、骨盤）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2 前	30	1	○			○	○		
54	○		臨床柔道整復学Ⅰ	物理療法機器の使用方法を理解し、用いることが出来るように学修する。	1 後	30	1	○			○	○		
55	○		臨床柔道整復学Ⅱ	医用画像（X線、MRI、CT、超音波画像）に関する理解を深め画像の見方について学修する。	2 前	30	1	○			○	○		
56	○		臨床柔道整復学Ⅲ	ストレッチング、マッサージ、マニピュレーション等の初歩的な方法および各種徒手療法を学修する。	2 前	30	1	○			○	○		
57	○		臨床柔道整復学Ⅳ-1	競技復帰や積極的なスポーツ活動を目的としたリハビリテーションを学修する。	2 前	30	1	○			○	○		

58	○		臨床柔道整復学Ⅳ-2	身体の運動に関して生体の構造や機能を力学的観点から運動の仕組みを学修する。	2後	30	1	○			○			○	
59		○	臨床柔道整復学Ⅴ（スポーツ外傷）	柔道整復師が頻回に遭遇するスポーツ外傷・障害の特徴・分類・鑑別診断・処置等について学修する。	2後	30	1	○			○			○	
60		○	臨床柔道整復学Ⅴ（開業支援）	臨床で実践的に用いる柔道整復施術すなわち整復法、固定法および手技などの技術を学修する。	2後	30	1	○	△		○			○	○
61	○		臨床柔道整復学Ⅵ	高齢者能訓練を指導する方法等について学修する。	3前	30	1	○	△		○			○	○
62	○		臨床柔道整復学Ⅶ	柔道整復師の臨床に必要な診察法を学修する。	3後	30	1	○			○		○		
63	○		臨床柔道整復学Ⅷ	運動器の外傷機能訓練法を学修する。	3後	30	1	○			○		○		
64	○		総合柔道整復学Ⅰ	国家試験（柔整理論 総論・上肢）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3前	30	1	○			○		○		
65	○		総合柔道整復学Ⅱ	国家試験（柔整理論 下肢・体幹）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3前	30	1	○			○		○		
66	○		総合柔道整復学Ⅲ	国家試験（解剖学）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3後	30	1	○			○		○		
67	○		総合柔道整復学Ⅳ	国家試験（生理学）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3後	30	1	○			○		○		
68	○		総合柔道整復学Ⅴ	国家試験（衛生学、公衆衛生学、外科学概論）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○		○		
69	○		総合柔道整復学Ⅵ	国家試験（一般臨床、病理学概論）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○		○		
70	○		総合柔道整復学Ⅶ	国家試験（運動学、整形外科、リハビリテーション概論）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○		○		
71	○		総合柔道整復学Ⅷ	国家試験（必修科目）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○		○		
72	○		基礎柔道整復実技Ⅰ-1	基礎包帯法を学修する	1前	30	1		○		○		○		

73	○		基礎柔道整復 実技Ⅰ-2	基礎固定法を学修する。	1 前	30	1		○		○		○		
74	○		基礎柔道整復 実技Ⅱ	徒手筋力テスト、腱反射、知覚検査、カル テ記録法等について学修する。	1 後	30	1		○		○		○		
75	○		基礎柔道整復 実技Ⅲ-1	上肢（肩関節周辺、上腕周辺）の骨折、脱 臼、軟部組織損傷の整復法・固定法を学修 する。	1 後	30	1		○		○		○		
76	○		基礎柔道整復 実技Ⅲ-2	上肢（肘関節周辺、前腕部周辺）の骨折、 脱臼、軟部組織損傷の整復法・固定法を学 修する。	2 前	30	1		○		○		○		
77	○		基礎柔道整復 実技Ⅳ	下肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復 法・固定法を学修する。	1 後	30	1		○		○		○		
78	○		基礎柔道整復 実技Ⅴ	体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復 法・固定法を学修する。	2 前	30	1		○		○		○		
79	○		臨床柔道整復 実技Ⅰ	ストレッチング、マッサージ、マニプ レーション等の初歩的な方法および各種徒 手療法を学修する。	2 後	30	1		○		○		○		
80	○		臨床柔道整復 実技Ⅱ	競技復帰や積極的なスポーツ活動を目的と したリハビリテーション法を学修する。	2 後	30	1		○		○			○	○
81	○		臨床柔道整復 実技Ⅲ	応急救急法・テーピング（テーピング・キ ネシオテープ法）を学修する。	2 後	30	1		○		○		○		
82		○	臨床柔道整復 実技Ⅳ（ス ポーツ外傷）	柔道整復師が頻回に遭遇するスポーツ外 傷・障害の鑑別診断・処置法を学修する。	3 後	30	1		○		○			○	
83		○	臨床柔道整復 実技Ⅳ（開業 支援）	臨床で実践的に用いる柔道整復術を学修す る。	3 前	30	1		○		○			○	○
84	○		臨床柔道整復 実技Ⅴ	高齢者と競技者の生理学的特徴に応じた予 防法、プログラム法を学修する。	3 前	30	1		○		○		○		
85	○		臨床柔道整復 実技Ⅵ	リハビリテーション科で勤務される場合を 想定して器具の使い方や、機能回復訓練法 を学修する。	3 後	30	1		○		○		○		
86	○		臨床柔道整復 実技Ⅶ	高齢者能訓練を指導する方法等を学修す る。	3 後	30	1		○		○			○	○
87	○		伝承柔道整復 実技	伝承されてきた柔道整復術を学修する。	3 後	30	1		○		○		○		

88	○		総合柔道整復 実技Ⅰ	上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織 損傷について、診断の仕方・整復法・固定 法について学修する。	3 前	30	1		○		○		○			
89	○		総合柔道整復 実技Ⅱ	上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織 損傷について、診断の仕方・整復法・固定 法について学修する。	3 後	30	1		○		○		○			
90	○		臨床実習Ⅰ	医療機関(医院、クリニック、病院等)、介 護保険施設での見修を通じて柔道整復師に ついて学修する。	1 外	45	1			○		○		○	○	
91	○		臨床実習Ⅱ	接骨院での臨床実習を実施する。	2 外	45	1			○		○		○	○	
92	○		臨床実習Ⅲ	スキー場救護所での臨床実習を実施する。	2 外	45	1			○		○	○	○		
93	○		臨床実習Ⅳ	スポーツ現場での臨床実習実習を実施す る。	3 外	45	1			○		○	○			
94		○	インターン シップ実習Ⅰ	附属接骨院実習を実施する。	1 外	40	1			○		○	○	○		
95		○	インターン シップ実習Ⅱ	スポーツジムでの実習を実施する。	2 外	40	1			○		○	○	○		
96		○	インターン シップ実習Ⅲ	実費中心で施術所を開業されている院での 実習を実施する。	2 外	40	1			○		○	○	○		
97		○	インターン シップ実習Ⅳ	社会人・プロスポーツでのトレーナー実習 を実施する。	3 外	40	1			○		○	○	○		
合計				91 科目				100 単位(単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業までに開設している全科目について、「可」以上(60点以上)の		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：大学設置基準に基づき単位制をとっている。当該学期に開設している		1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。